



平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西本 安秀
(コード：1971、東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 石井 裕
(TEL. 03-3661-9631)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出しました平成30年度3月期における内部統制報告書において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとの判断に基づき、下記のとおり、平成30年3月期における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨記載しましたので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

① 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 29 年 8 月に経理部調査により、名古屋工場の帳簿に除却すべき棚卸資産の計上が発見され、元製造本部長及び名古屋工場長へのヒアリングの結果、不良品となった除却処理すべき棚卸資産の大部分を除却していなかったことが判明した。さらに、名古屋工場長から元製造本部長の指示で半年毎の棚卸で実地棚卸高を水増し改竄していたこと、月末の帳簿棚卸高を改竄していたとの報告を受けた。当社は、直ちに事実確認調査を実施し、その結果、名古屋工場において不適切な会計処理が行われていたことが判明した。

そこで、当社は、さらに専門的及び客観的な見地から事実関係等の調査分析を行うことが必要であると判断し、平成 29 年 9 月に開催された取締役会において、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家を中心に構成された調査委員会の設置を決議し、調査を実施した。

調査の結果、名古屋工場では、不良となった棚卸資産の除却未了、棚卸における実地棚卸高の増額改竄及び月次決算の利益調整のための帳簿棚卸高の改竄などの不適切な会計処理が、過去から継続して意図的に行われていたことが明らかとなった。

これに伴い当社は、過年度の決算を修正し、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 27 年 3 月期の第 3 四半期から平成 30 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出した。

当社は名古屋工場の一部従業員のコンプライアンス意識が欠如していたこと、実地棚卸の内部統制が不十分であったこと、及び、工場に対するモニタリング体制が不十分であったことなど、棚卸資産プロセスに係る内部統制及び名古屋工場に関連する全社的な内部統制における一部の不備が不適切な会計処理を許し、且つ、その発見の遅れが生じたものと認識している。

② 当該事業年度末までに是正できなかった理由

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、調査委員会の報告等を踏まえ、平成 30 年 3 月に下記の再発防止策を策定・着手している。この再発防止策のうち、実地棚卸作業の見直しと監

視監督機能の強化や、内部通報制度に対する認識強化と運用の強化に関する施策の一つである「通報・相談・連絡ポストの設置」等を当事業年度末日までに実施している。しかしながら再発防止策については運用に時間を要する施策が多く、十分な運用時間を確保することができなかつたため、名古屋工場に関連する全社的な内部統制における一部の不備を当事業年度末日までに是正することができなかつた。

(再発防止策)

- (1) 全社員へのコンプライアンス徹底と教育の充実・強化
- (2) 実地棚卸作業の見直しと監視監督機能強化
- (3) 内部通報制度に対する認識強化と運用の強化
- (4) 取締役の職責に対する認識及び理解の向上
- (5) 工場経理処理に関する他部門による監視
- (6) 内部監査室の機能強化
- (7) 監査等委員の機能強化

2. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、既に再発防止策を講じており、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌会計年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針です。

3. 財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表に反映しております。

4. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上